

1. 調査名

- 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

2. 調査目的

- 持続可能な介護保険制度の実現に向け、より効果的・効率的な介護保険サービスの提供について検討を進める必要がある。そのため、介護サービスの質の評価を行うことが求められており、これまでの調査研究では複数存在する介護サービス利用者の状態の評価に用いられるアセスメント指標の読み替え等について検討を行い、現場での収集可能性も踏まえつつ、サービス横断的なデータ項目の開発を行ってきた。この調査研究結果については、厚生労働省が新たに構築する、自立支援等の効果を科学的に検証するために必要なデータを収集するデータベースでも活用されることとなった。本事業では、これまでの調査研究の成果を活用したサービスの質の評価について検証を行う。

3. 検証のポイント

- データの収集可能性の検証及び収集するデータ項目の改善を行う。

4. 調査対象

- 介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護医療院、居宅介護支援事業所

5. 調査項目

- 基本情報、サービスの実施状況
- データ項目 Ver.2.1 を用いた状態評価
- 普段用いているアセスメント指標
- 利用者に対する以下のアセスメント指標等を用いた状態評価
 - ✓ MDS 様式・MDS-HC 様式
 - ✓ 居宅サービス計画ガイドライン方式
 - ✓ 包括的自立支援プログラム方式
 - ✓ R4

介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業 の調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

(株)三菱総合研究所は介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、藤野 善久を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、(株)三菱総合研究所が行う。
- (2) 前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業の 調査検討組織委員等

委員長	藤野 善久（産業医科大学 産業生態科学研究所 環境疫学教室 教授）
委員	岩上 広一（公益社団法人全国老人福祉施設協議会 老施協総研運営委員会 伴走型自立支援推進戦略本部 副本部長）
委員	海老原 覚（東邦大学医療センター大森病院 リハビリテーション科 主任教授）
委員	折茂 賢一郎（全国老人保健施設協会 副会長）
委員	川越 雅弘（埼玉県立大学大学院 保健医療福祉学研究科兼研究開発センター 教授）
委員	佐々木 啓太（日本介護支援専門員協会 常任理事）
委員	鈴木 龍太（日本慢性期医療協会 常任理事・日本介護医療院協会 会長）
委員	田宮 菜奈子（筑波大学 医学医療系 ヘルスサービスリサーチ分野 教授）
委員	藤井 賢一郎（上智大学 総合人間科学部 准教授）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局老人保健課 課長補佐 吉住 奈緒子
- 厚生労働省 老健局老人保健課 地域情報分析支援専門官 新畑 寛也
- 厚生労働省 老健局老人保健課 係員 山本 紗弥

1. 調査名

- 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業

2. 調査目的

- 平成30年度介護報酬改定では、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、夜勤職員配置加算の見直しを行うとしたところである。

あわせて、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告では、今後の課題として、介護ロボットの幅広い活用に向けて、効果実証等を進めるべきといった内容が明記されたところである。

本事業においては、見守り機器をはじめとする介護ロボットの活用について、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効率的な配置の観点も含めた効果の把握のほか、その幅広い活用に向けて調査を行う。

3. 検証のポイント

- ・ 見守り機器の導入による夜勤職員配置加算の取得状況等の把握・検証
- ・ 介護ロボットの導入目的、導入に関する課題、活用効果等の把握・検証
- ・ 見守り機器の活用による長期的な効果の把握・検証 等

4. 調査対象

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
【施設調査（ヒアリング調査を含む）、利用者調査、職員調査】

5. 調査項目

- ・ 介護施設等における介護ロボットの活用状況・活用効果（施設調査）
- ・ 介護ロボットの活用による利用者への効果（利用者調査）
- ・ 介護ロボットの活用による職員への効果（職員調査） 等

介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業の調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

有限責任監査法人トーマツは介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり「介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業の調査検討組織」（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- （１）本調査検討組織は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 副院長 近藤 和泉を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （２）委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （１）調査検討組織の運営は、有限責任監査法人トーマツが行う。
- （２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業の調査検討組織 委員等

委員長	近藤 和泉（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 副院長）
委員	五島 清国（公益財団法人テクノエイド協会 企画部長）
委員	新田 収（公益社団法人日本理学療法士協会 日本支援工学理学療法学会 副代表運営幹事 首都大学東京 健康福祉学部 教授）
委員	舟田 伸司（公益社団法人日本介護福祉士会 前常任理事）
委員	本田 幸夫（大阪工業大学 工学部 教授）
委員	柊田 和平（公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 委員長）
委員	渡邊 慎一（一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部福祉用具対策委員会 委員長）

（敬称略）

【オブザーバー】

○ 厚生労働省 老健局

介護ロボット開発・普及推進室 室長補佐 松本 琢磨
室 員 平嶋 由人
室 員 永田 拓磨

1. 調査名

- 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業

2. 調査目的

- 平成 30 年度介護報酬改定においては、
 - ・医療・介護連携の強化（入退院時加算の見直し、訪問介護事業所から伝達された利用者の口腔や服薬の状態等について主治の医師等への伝達 等）、
 - ・末期の悪性腫瘍患者に対するケアマネジメント
 - ・質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算、管理者要件の見直し）
 - ・公正中立なケアマネジメントの確保（特定事業所集中減算の見直し、ケアプランに位置付ける複数事業所の提示を求めることが可能であること等の説明の義務づけ）

等の観点から、基準及び評価の見直しを行った。

これらの見直しが居宅介護支援の提供にどのような影響を与えたかを調査するとともに、平成 33 年度介護報酬改定に向け、利用者本位に基づき、公正中立に機能し、サービスの質を担保するための効果的・効率的な事業運営の在り方の検討に資する基礎資料を得るための調査を行う。

3. 検証のポイント

- 居宅介護支援事業所における業務等の実態を把握し、平成 30 年度介護報酬改定による影響や課題等について検証を行う。

4. 調査対象

- 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所
【事業所調査、ケアマネジャー調査、利用者調査、利用者本人調査】
- 医療機関
【医療機関調査】

5. 調査項目

- ・事業所の基本情報、居宅介護支援の実施状況
- ・居宅介護支援費・加算等の算定状況
- ・利用者の状況（医療ニーズを含む） 等

居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する 調査研究一式の調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社は、居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究一式の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究一式の調査検討組織」（以下「調査検討組織」という）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、藤井賢一郎を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社が行う。
- (2) 前号に定めるものの他、本検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については本調査検討組織が定める。

居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する 調査研究一式の調査検討組織 委員等

委員長	藤井 賢一郎（上智大学総合人間科学部社会福祉学科 准教授）
副委員長	栗田 主一（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 研究部長）
委員	石山 麗子（国際医療福祉大学 大学院 教授）
委員	落久保 裕（医療法人裕心会落久保外科循環器内科クリニック 院長）
委員	中澤 伸（社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長）
委員	七種 秀樹（一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長）
委員	福井 小紀子（大阪大学大学院 医学系研究科保健学専攻 教授）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局振興課 課長 尾崎 守正
- 厚生労働省 老健局振興課 課長補佐 川部 勝一
- 厚生労働省 老健局振興課 人材研修係長 増田 岳史
- 厚生労働省 老健局振興課 人材研修係 岡田 愛
- 厚生労働省 老健局振興課 人材研修係 杉浦 康友

1. 調査名

- 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

2. 調査目的

- 福祉用具については、平成 30 年 10 月から、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うこととしている。
- あわせて、平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告では、全国平均貸与価格や貸与価格の上限は、平成 31 年度以降も、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行う等の内容が盛り込まれるとともに、これらは、「施行後の実態も踏まえつつ、実施していく」旨が明記されたところである。
- これらの見直し内容が、平成 30 年 10 月以降の福祉用具貸与価格や福祉用具貸与事業所の経営状況、提供されるサービス等に対してどのような影響を与えたかを調査することにより、平成 31 年度以降の制度施行に向けた課題等を抽出する。

3. 検証のポイント

- 平成 30 年 10 月以降の福祉用具貸与価格の上限設定が、実際の価格設定に与える影響のほか、福祉用具貸与事業所の経営、利用者へのサービス提供に与える影響等について把握・検証を行う。

4. 調査対象

- 福祉用具貸与事業所
【事業所調査、利用者調査】

5. 調査項目

- ・事業所の基本情報、貸与価格の上限設定への対応状況、経営及びサービス提供に与える影響
- ・利用者の基本情報、福祉用具貸与商品・サービス内容の変化 等

福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究の調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社は、福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究の調査検討組織」（以下「調査検討組織」という）を設置する。

2. 実施体制

- (1) 本調査検討組織は、藤井賢一郎を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- (2) 委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- (1) 調査検討組織の運営は、エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社が行う。
- (2) 前号に定めるものの他、本検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については本調査検討組織が定める。

福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究の調査検討組織 委員等

委員長	藤井 賢一郎	(上智大学総合人間科学部社会福祉学科 准教授)
委員	伊藤 広成	(日本福祉用具供給協会 事務局次長)
委員	久留 善武	(シルバーサービス振興会 事務局長)
委員	五島 清国	(テクノエイド協会 企画部長)
委員	小山 聡	(武蔵野市健康福祉部 高齢者支援課長)
委員	東 祐二	(日本作業療法士協会 福祉用具制度対策部長)
委員	東畠 弘子	(国際医療福祉大学大学院 教授)

(敬称略、50音順)

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局高齢者支援課課長補佐 畑 憲一郎
- 厚生労働省 老健局高齢者支援課福祉用具・住宅改修係長 平嶋 由人

1. 調査名

- 介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業

2. 調査目的

- 平成 30 年度介護報酬改定の審議報告における今後の課題において、新たに創設された介護医療院については、サービス提供の実態や介護療養型医療施設、医療療養病床からの移行状況を把握した上で、円滑な移行の促進と介護保険財政に与える影響の両面から、どのような対応を図ることが適当なのかを検討するべきとされており、検討のための基礎資料を作成することを目的とする。

3. 検証のポイント

- 平成 30 年度介護報酬改定において介護医療院が新設されたことを踏まえ、当該施設の入所者へのサービス提供が適切に提供されているか把握するとともに、介護療養型医療施設及び医療療養病床等から介護医療院に移行した場合における移行前後でのサービス提供等の変化について調査を行い、改定の効果検証を行う。

4. 調査対象

- 介護医療院【施設調査】（悉皆）
介護療養型医療施設【施設調査】（悉皆）
医療療養病床【施設調査】（悉皆）
介護療養型老人保健施設【施設調査】（悉皆）
※ 利用者調査は、それぞれ対象施設の入所者・患者から抽出で行う。

5. 調査項目

- ・ 施設の基本情報、施設サービスの実施状況
- ・ 施設の各種サービス費・加算等の算定状況
- ・ 利用者の医療ニーズ、実施されたサービス状況
- ・ 利用者の算定した各種サービス費・加算等の状況（医療保険を含む）
- ・ 移行施設における移行前後でのサービス提供状況等の変化

介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業の 調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

みずほ情報総研株式会社は介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- （１）本調査検討組織は、奈良県立医科大学今村知明教授を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （２）委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （１）調査検討組織の運営はみずほ情報総研株式会社が行う。
- （２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業の調査検討組織 委員等

委員長	今村 知明（奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授）
副委員長	井上 由起子（日本社会事業大学 専門職大学院 教授）
委員	今村 英仁（全国老人保健施設協会 副会長）
委員	江澤 和彦（日本医師会 常任理事）
委員	小山 秀夫（兵庫県立大学 経営研究科 名誉教授・特命教授）
委員	進藤 晃（日本慢性期医療協会 常任理事）
委員	鈴木 龍太（日本介護医療院協会 会長）
委員	田中 滋（埼玉県立大学 理事長）
委員	土屋 繁之（全日本病院協会 常任理事）
委員	馬場 武彦（日本医療法人協会 副会長）
委員	松本 隆利（日本病院会 理事）
委員	見元 伊津子（日本精神科病院協会 理事）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 老人保健課 介護保険データ分析室長 木内 哲平
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 薬事サービス専門官 南 亮介
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 老人保健施設係長 長江 翔平
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 係員 豊田 直史

1. 調査名

- 介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業

2. 調査目的

- 介護老人福祉施設については、今後、入所者の重度化や医療ニーズへの対応に伴うリスクの増大が考えられ、平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告書においても、「施設でどのようなリスクが発生しており、そのリスクにどのように対応しているかなど、その実態を把握した上で、介護事故予防のガイドライン等も参考に、運営基準や介護報酬上どのような対応を図ることが適切なのかを検討すべきである。」と指摘されている。

平成 30 年度は、①介護老人福祉施設における介護事故等のリスクマネジメント及び②自治体への介護事故等の報告に関する実態把握を行うとともに、入所者が安全で安心した生活を送れるような施設の安全管理体制や自治体との連携の在り方等を検討する。

3. 検証のポイント

- ① 介護老人福祉施設における安全管理体制（介護事故防止のための指針の作成状況や事故防止検討委員会の設置状況、研修の実施業況等）の実態を明らかにすること
- ② 介護事故等について、介護老人福祉施設から市町村への報告件数や報告方法等について検証すること
- ③ 市区町村（都道府県）において、介護老人福祉施設で発生した事故等の情報収集や活用状況等の実態を把握すること

4. 調査対象

- 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設
- 市区町村、都道府県

5. 調査項目

（介護老人福祉施設調査）

- ・安全管理体制（安全対策担当者、介護事故防止のための指針、事故発生の防止のための検討委員会、研修等）
- ・利用者・家族からのクレーム対応体制
- ・市区町村への介護事故等の報告状況等

（市区町村調査）

- ・介護老人福祉施設で発生した事故報告の範囲
- ・「介護事故」について報告を求めている内容
- ・介護老人福祉施設から報告された情報の活用状況等

（都道府県調査）

- ・都道府県内の介護老人福祉施設で発生した介護事故情報の収集状況
- ・「介護事故」について報告を求めている事故報告の範囲
- ・市区町村から報告された情報の活用状況等

介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方について の調査研究事業の調査検討組織

設置要綱

1. 設置目的

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社は介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

（１）本調査検討組織は、大阪大学大学院福井小紀子教授を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。

（２）委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

（１）調査検討組織の運営は三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社が行う。

（２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業

の調査検討組織 委員等

委員長	福井 小紀子（大阪大学大学院 医学系研究科 教授）
副委員長	小坂 健（東北大学大学院 歯学研究科 教授）
委員	石田 路子（ＮＰＯ法人 高齢社会をよくする女性の会 理事、名古屋学芸大学 看護学部 教授）
委員	久保 祐子（日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課課長）
委員	児玉 安司（新星総合法律事務所 弁護士）
委員	近藤 辰比古（全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会 指導監査対応室室長）
委員	島田 千穂（東京都健康長寿医療センター研究所 福祉と生活ケア研究チーム 介護・エンドオブライフ研究 研究副部長）
委員	鈴木 和夫（神奈川県相模原市 健康福祉局保険高齢部高齢政策課 高齢政策課長）
委員	田中 綾（特別養護老人ホーム グルメ杵屋社会貢献の家 施設長）
委員	深堀 浩樹（慶應義塾大学 看護医療学部 教授）
委員	山田 恭（岐阜県 健康福祉部 次長）

（敬称略、５０音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐 橋本 圭司
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 係長 小笠 智樹
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 主査 藤原 里美
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 係員 村上 祥千

1. 調査名

- 介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業

2. 調査目的

- 医療が内包される介護老人保健施設については、入所者の重度化や医療ニーズへの対応に伴うリスクの増大が考えられ、平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告書においても、「施設でどのようなリスクが発生しており、そのリスクにどのように対応しているかなど、その実態を把握した上で、介護事故予防のガイドライン等も参考に、運営基準や介護報酬上どのような対応を図ることが適切なのかを検討すべきである。」と指摘されている。

そこで、介護老人保健施設における安全・衛生管理体制構築のため、実態把握を行うとともに、入所者が安全で安心した生活を送れるような施設の体制や職員に求められる知識・研修について検討を行う。

3. 検証のポイント

- 介護老人保健施設における安全・衛生管理体制構築の実態把握および求められる施設の体制や職員の知識・研修について検討を行う。

4. 調査対象

- 介護老人保健施設

5. 調査項目

- ・ 介護老人保健施設での事故や感染症などの発生及び対応の状況など施設におけるリスクマネジメントの実態把握
- ・ 介護老人保健施設の職員に求められるリスクマネジメントの知識、研修
- ・ 施設に必要な安全管理体制や生活環境の整備

介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方について の調査研究事業の調査検討組織 設置要綱

1. 設置目的

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社は介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究一式事業の調査検討組織（以下、「調査検討組織」という。）を設置する。

2. 実施体制

- （１）本調査検討組織は、東北大学大学院小坂健教授を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （２）委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （１）調査検討組織の運営は三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社が行う。
- （２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究
事業の調査検討組織 委員等

委員長	小坂 健（東北大学大学院 歯学研究科 教授）
副委員長	福井 小紀子（大阪大学大学院 医学系研究科 教授）
副委員長	藤野 善久（産業医科大学 産業生体科学研究所 教授）
委員	後 信（九州大学病院 医療安全管理部 教授）
委員	小林 良成（介護老人保健施設レーベンハウス 事務課長）
委員	本間 達也（公益社団法人 全国老人保健施設協会 副会長）
委員	山野 雅弘（介護老人保健施設紀伊の里 施設長）

（敬称略、５０音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 老人保健課 介護保険データ分析室長 木内 哲平
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 薬事サービス専門官 南 亮介
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 老人保健施設係長 長江 翔平
- 厚生労働省 老健局 老人保健課 係員 豊田 直史